

総務文教委員会

平成23年6月16日(木)

総務文教委員会

日 時 平成23年6月16日(木) 午前10時00分開会—午前11時24分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田島委員長、竹原副委員長、川端、奥野、竹内、中原、和田、辻下
出口副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 鍛冶、小川、豊国、反保

出席理事者 田代町長、笠間総括理事、中口総務企画部長、
白井財政改革部長、古谷教育委員会事務局教育次長、亀崎管理監、
中村総務企画部理事、谷下総務企画部理事兼人権推進課長、
澁原会計管理者兼会計課長、保井直轄副理事、中田総務企画部副理事、
一本総務企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長
四至本財政改革部副理事兼行革推進課長、
古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長、早野総務企画部企画政策課長、
相馬財政改革部財政課長、萬谷財政改革部税務課長、
山路教育委員会事務局指導課長、
竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長、
阪本まちづくり戦略室課長代理(危機管理担当)、
今坂まちづくり戦略室課長代理(秘書人事担当)

案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

田島委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、理事者については全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催したいと思っておりますのでよろしくお願いをしておきます。

携帯をお持ちの方は電源を切るか、もしくはマナーモードに切りかえてください。よろしくご協力のほどをお願いしておきます。

それでは、6月9日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第38号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

山路教育委員会事務局指導課長 それでは、平成23年度岬町一般会計補正予算（第1次）について、説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。

歳入でございます。

15府支出金、3委託金、7教育費委託金、教育総務費委託金として20万9,000円の増額補正をお願いするものであります。これにつきましては、人権教育研究指定校事業に充当するものであります。内容については、歳出で説明させていただきます。

相馬財政改革部財政課長 つきまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,861万7,000円を計上するものでございます。内容につきましては、本補正予算に伴います財源調整でございます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、2特別会計繰入金、4多奈川財産区特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして420万円を普通財産管理費に充当するもので

す。内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

阪本まちづくり戦略室課長代理 20諸収入、3雑入、1雑入、補正予算額14万4,000円増額補正をお願いするものです。

内容として、今回1名の消防団員が退団し、消防団員等公務災害補償等共済基金から給付されるものです。当委員会付託分合計2,317万円の補正をお願いするものです。

保井まちづくり戦略室課長 2ページ目の歳出をごらんください。

1 議会費の議会費人件費といたしまして1,433万円を減額補正するものでございます。内容といたしましては、平成23年3月議会におきまして、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に係る条例の一部が改正されましたことにより議員報酬が15%減額されましたので、議員報酬765万6,000円、議員期末手当273万7,000円、議員共済組合負担金393万7,000円、合計1,433万円の減額を行うものでございます。

続きまして、1 議会費、議会運営費といたしまして84万円を減額補正するものでございます。内容といたしましては、平成23年3月議会におきまして岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部が改正されましたことによりまして、政務調査費が50%削減されました。政務調査費月額1万円が5,000円に減額されましたことにより、168万円から84万円に減額するものでございます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 次に、2 総務費、1 総務管理費、4 財産管理費、普通財産管理費といたしまして、420万円の増額補正を行うものです。内容につきましては、昨年7月14日未明の豪雨により全町的な被害となり、多奈川東地区内の法面におきましても一部が崩落したため改修を行うものでございます。

工事の概要は、工事延長が30メートル、工事の内容は土工一式、ブロック積み工42.3平方メートル、運搬工一式、かさ上げコンクリート工20.4メートルを行うものです。

なお、現在の法面につきましてはブルーシートで養生しております。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 続きまして、8 人権啓発費、人権啓発事務費につきましては、岬町人権協会への補助金といたしまして154万3,000円の増額補正をするものでございます。

理由といたしましては、平成23年度より人権推進課の主な業務を本庁に移すことに伴い、文化センター、青少年センター業務の対応を一般事務職員2名で行わなければならないことから、両センターに係る補完業務を岬町人権協会に依頼して対応するものとし、その補完業務に係る経費を当初予算に計上いたしている。当人権協会の補助金に増額するも

のでございます。

阪本まちづくり戦略室課長代理 9 消防費、1 消防費、1 消防総務費、補正予算額 1 4 万 4, 0 0 0 円増額補正をお願いするものです。歳入でも説明いたしましたが、平成 2 3 年 4 月 1 日に退団した消防団員退職報償金 1 名分です。

続きまして、4 災害対策費、災害用物資備蓄として補正予算額 3 6 万 8, 0 0 0 円増額補正をお願いするものです。内容としましては、アルファ化米、乾パンなどを購入するためです。先の東日本大震災に伴い、備蓄物資を被災地へ提供したため補充するものです。

山路教育委員会事務局指導課長 1 0 教育費、1 教育総務費、2 事務局費、人権教育研究指定校事業として 2 0 万 9, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

この事業の趣旨・目的として、人権意識を培うための学校教育のあり方について、大阪府教育委員会との連携、協力のもとで幅広い観点から実践的な研究を行い、学校における人権教育の指導方法の改善及び充実を図るものであります。

また、この事業は大阪府教育委員会を通じての国の委託事業であり、平成 2 3 年 2 月 2 日に文部科学省初等・中等教育局において事業決定され、3 月に大阪府教育委員会より意向調査があり受託することといたしました。

指定校としては、淡輪小学校で実施する予定であり、実施期間は 2 年間であります。

財源内訳は、府支出金 2 0 万 9, 0 0 0 円で、支出内容として研修会等の講師謝礼として 1 0 万 5, 0 0 0 円、先進校視察のための普通旅費として 5 万 5, 0 0 0 円、資料及び教材作成用消耗品費として 3 万 9, 0 0 0 円、教材用図書購入費として 1 万円であります。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 2 小学校費、1 学校管理費、小学校維持補修費としまして緊急性の高いもの、また、子どもの安全を確保するための修繕料 1 0 8 万 3, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、淡輪小学校につきましては校舎屋上の高架水槽から消火栓へ続く配管に漏水が発見されたことによります消火栓配管漏水修繕 3 6 万 7, 0 0 0 円、普通教室等の床板の老朽化による損傷に伴う床の修繕 1 8 万 8, 0 0 0 円、ブランコの座板及びチェーンの損耗によりますブランコの修繕 3 9 万 9, 0 0 0 円となっております。

また、深日小学校につきましては体育館前の水道管に漏水が生じたことによる修繕 1 2 万 9, 0 0 0 円となっております。

次に、3 中学校費、1 学校管理費、中学校維持管理費といたしまして、中学校改修工事 5 8 万 8, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。内容といたしましては、校舎への

送水水量を制御します給水ポンプの制御盤が故障したことに伴います給水ポンプ制御盤取りかえ工事でございます。

次に、4 幼稚園費、1 幼稚園改修費といたしまして、職員室横備品室の雨漏りに伴います屋上防水工事18万9,000円を増額補正するものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしましては684万6,000円の減額となっております。

田島委員長 質疑ございませんか。

和田委員 2ページの岬町人権協会補助金ですが、人件費だけだと思っていたら補完費。この補完費というのはどのようなものが補完費になっているのか聞かせていただきたい。

もう1点は、災害対策費で備蓄していたのを東日本に提供したということで、また新たな災害用備蓄品を購入するということですが、36万8,000円で何人分ぐらい購入できるのか、その点、何人分の備蓄になるのか、その点。2点よろしく頼みます。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 先ほども説明させていただきましたように、23年度より人権推進課の主な業務が本庁に移り、文化センター、青少年センターの業務を現在2名で対応しているところでございます。

そうしたことから、これまで担っていました業務などを補完していただくということで、例えば講座やイベントが挙げられるわけですが、町が実施しています男女共同参画の講座とか、人権週間のイベント、人権ふれあいまつり、更に、人権推進課と一緒に取り組みを行っていますパートナースタッフとの事業みさき秋の市とか春の市の事業や各講座事業などの利用前のセッティングとか利用後の点検、清掃など、それ以外にも2名体制ということで事務所内での、特に電話対応など多くの業務にこれまで正職員が対応しておりましたので、そういった部分を補完していただくということでございます。

阪本まちづくり戦略室課長代理 備蓄の補充食ですが、アルファ化米が800食、乾パンを360食用意する予定であります。

田島委員長 他にございませんか。

竹内委員 今の和田議員のことと関連するんですけども、現在、備蓄というのは大体、今言う800食、360食で、これでいくと何か月分、1カ月分か、それとも1週間分か、どれだけの分の備蓄があるのか。

それと、備蓄してる場所が各地区に多分あると思うんですけども、水害が来たときにそれが流されたりしてしまうと備蓄にならないので、その辺のところの対応をどうしてい

るのかという点。

それと、中学校の給水ポンプの制御盤、これ耐用年数は大体何年ぐらいですか、それだけお願いします。

阪本まちづくり戦略室課長代理 アルファ化米は、今現在400食備蓄しております。乾パンが72食分備蓄しております。粉ミルク16缶、毛布370枚、飲料水500ミリリットルが1,584本、簡易トイレ1,300個、おむつ・生理用品など2,250個用意しております。

それで、備蓄場所ですが、保管場所は役場庁舎の4階です。冷暖房等の設備のある部屋ということで備蓄しております。

古橋教育委員会事務局副理事兼学校教育課長 中学校の給水ポンプでございますが、今回取りかえます制御盤につきましては、電気製品でございますので5年から7年と理解をいたしております。

田島委員長 他にございませんか。

川端委員 さっきの災害対策の備蓄に関連してですが、この備蓄というのは災害が起きたときのためなんですけれども、大体、人口割りにしてどれだけを備蓄しなければいけないのか。また、これだけ不安な状況が出てきたときに、まずはこれだけ町として備蓄しておくとか、それが何日分である、人口何人に対していくらとか。あとは何かあったときにはどういふふうに対応できるのかという、その辺のマニュアルを教えてほしいと思います。

亀崎危機管理監 ご質問の備蓄の保有数でございますが、この保有数については、大阪府の地震被害想定調査というのがございます。その中で、岬町では災害避難者が1,210名予想されています。それを受けて、本町では1,250食分の備蓄をしているという状況でございます。

各議員さんのご質問で、最大どのぐらい備蓄しているのかとの問いですが、予算の関係もございまして1,250食を最低基準として備蓄している状況でございます。

また、それ以上になれば、被害が拡大すれば大阪府の南部拠点の備蓄倉庫がございます。そこから提供を受ける状況にもなっております。

田島委員長 危機管理監から、量、備蓄している1,250食の説明はしていただいたんですけど、委員さんは、対応はどうなるんだということを聞いているのです。対応について、今説明してないので、どう対応されるのかということの説明をしてください。

亀崎危機管理監 備蓄品は本庁4階にそれぞれ備蓄しております。それを消防団、また職員で被災

地へ搬入するという状況になろうかと思えます。

川端委員 ちょっとほかのよろしいですか。別のところでね。

予定の立つもの、年間のいろんな計画の立つものは当初予算で全部計上してくると思うんです。

例えば急な、予定外のものが普通補正予算でまた計上されてくるのかなと私はそういう認識をしているんですけども、例えばこの人権啓発費のところの人権協会補助金なんかでも、平成23年から本庁に移るとなっていたら、当初でどうして入れてなかったのかなとか、それから、消防団員の退職報償金1名分もつくんですけども、この方も急にやめられたのかなと思うんですけど、その点はどうなってるんですか。

谷下総務企画部兼人権推進課長 当初予算に計上できなかったのかということですけども、ご承知のとおり、23年4月の定期人事異動に伴いまして対応したわけですけども、この定期人事異動の確定が年度末近くまで調整が及んだために3月28日に内示がございました。

しかし、4月1日から両センターの業務を実施していかなければならないということで早急にそういう必要性が生じたために今回の補正で対応させていただいたところでございます。

阪本まちづくり戦略室課長代理 この1名の退職分なんですけど、平成23年4月1日に退団したということで、当初に組み込めませんでした。

川端委員 予定外だったということですね。

阪本まちづくり戦略室課長代理 はい。

川端委員 そうしたら、次、小学校のところで、この小学校の維持補修費が約300万円近く、当初予算では計上されているんですけども、大体、年間でこれはどういう形で使うようになっているのかということをお尋ねします。

古橋教育委員会事務局兼学校教育課長 修繕料につきましては、予算編成のときに修繕料の要望を行いまして、その中で緊急性の高いもの等から順次予算を配分されてるという形で、どこを直すのか指定されたような予算編成の方法となっております。

したがって、窓ガラスが割れたり、そういう軽微な部分については各学校に一定額の配分をいたしておりますが、少し大きな修繕料等が出てきますと、その都度補正予算をお願いして予算編成して修繕にかかるという、このような状況で今現在予算編成の方法となっております。

川端委員 そうしたら、例えば深日小学校のトイレに、子どもさんが行きにくいという声があって、

担当のほうに伝えたんですけれども、なかなか予算がないということでした。また今回もそういう声を何人もの方から聞かれたんですけれども、深日小学校のトイレを改修すると、ここの維持補修費からになるんですか。

古橋教育委員会事務局兼学校教育課長 今現在、予算措置をされていない部分につきましては、この当該費目あるいは若干工事を伴うものであれば工事請負費という形で補正予算を計上して実施をしていくという形になろうかと考えております。

川端委員 深日小学校のトイレのことを考えてほしいのです。

古谷教育委員会事務局教育次長 小学校のトイレにつきましては、学校現場からもご意見はいただいています。深日小学校に限らず各多奈川小学校、淡輪小学校におきましても老朽化ということもありまして、においがしていると。

それと、和式が中心でございまして、どうしても洋式化の要望があります。この夏にも全校見直したいなというふうに思っております、すべてを洋式化にするのかなかなか困難ではございますけれども、例えば各フロアに1つぐらいは洋式化を進めるとかで、そういうことの検討を、研究もいたしまして来年度当初予算にはあげていきたいというのが事務局の考え方でございます。

川端委員 ということは、早くても来年ということですね。

古谷教育委員会事務局教育次長 そういうことで、すぐに補正予算を組むというような緊急性にもないかなというふうに思っていますので、計画的に実施したいなというように考えております。

田島委員長 1点だけ、答弁者をお願いしたいのは、先ほどから福祉関係と教育関係、各委員さん質問されているんですけれども、予算の面で、やはり通年予算と補正予算の部分をはっきりして説明してください。来年度予算で組むとか、そういうのではなしに、今回はこういう通年予算が本来ですけれども、補正でこういうことでした。しかし、財政の問題で通年予算になりましたとか、そういう説明も、あわせてしていただいたら各委員さん納得すると思います。

他にございませんか。

中原委員 資料の2ページの岬町人権協の補助金についてお聞かせをいただきたいと思います。

この補助金についてはほかの委員さんからも質問があつて、答弁等聞いておりましたら、まず1点目、今、委員長からご指摘もありましたし、川端委員のほうからも質問もありましたけれども、予算総計主義との関係でいかななものかといったことが考えられると思う

んです。

23年度からと先ほど説明の中でおっしゃっておられたとおり、この4月からこの予算については執行されているということでありますから、本来でありましたら当初予算に載せるべきものであると。しかしながら、先ほどの質問、答弁の中で人事について調整に一定の時間がかかったということも説明いただいたところでありますので、そのことについてはこれ以上言及はいたしません、予算の編成について理事者として予算のない執行を行ってきたということでありますので、今後そのようなことにならないように、特定の事情がある場合はいたし方ないということも理解いたしますけれども、そのことについてよくご留意いただきたいと、このことについてはご意見だけ申し上げておきたいと思えます。

それから、同じ補助金の中身なんですけれども、実際どのようなことに使うかということ、先ほどの説明をお聞きしていると、講座やイベントをさまざま催されておりますので、その準備や片づけ、また、この文化センターに配置されるということになるわけでしょうから、ここが2名体制になっているということで、お二人の方だけでは足りないということで事務所内の補完をするという説明でありました。

これは、講座のイベントの準備や片づけについてはそういった事業が必要であることはわかりますけれども、この文化センターの2名体制ということそのものに一つの矛盾があるのではないかなというふうに感じて説明をお聞きしていたところなんです。

文化センターというのは月曜日から土曜日まであけている、週に6日あけている施設でありますので、ここに2名ということになりますと、6日のうち、どうしても平日交代で一人必ず休まないといけないということが発生することになるわけです。

ですので、6日のうち2日が1人体制になってしまうと、開館している日数のうち3分の1が1人体制ということはとてもこの会館の運営ができないということは人事を行った時点で明確ではないかなというふうに思うのです。

今、定員管理が非常に厳しいということで、それは努力もされているということは十分承知しておりますけれども、庁舎内ではない、独立した施設に2人しか配置されていない。どうしても交代で休まないといけない日が出るということが明々白々であることは人事の段階でわかっていたのではいのかと思うのです。

こういった人事や配置の仕方について根本的な問題があると、そのことから発生して一般会計から154万3,000円というお金が必要になってくるということになるわけですから、これは人事の責任者として町長にこの問題をどのようにお考えなのかお聞きして

おきたいと思います。

田代町長 先ほどからこの問題については担当のほうで説明をさせていただいてるんですが、今回の補正を組むに至っては、当初は文化センターと青少年センターの今後の人権啓発または青少年育成事業、そういったものについて根底から見直していこうと。

つまり、もともと青少年センターは教育部署にあったわけなんですよね。それを町長部局に持ってきたという一つの経過があるわけですが、これをやはり生涯学習等も含めた中で、また人権学習も含めた中で今後青少年センターについては来年度に向けて教育部署に持っていこうという計画であります。

しかし、今回の補正予算については、22年度には1名の用務員がございました。これは正職員でございます。しかし、どうしてもこの1名ではいろんな補完事業補助的な事業もありますし、なかなか事業としての機能がうまくいかないということがあって、いろいろこれについては苦慮してまいりました。

そんな中で、この際、人権協のほうにお願いをして、その1名分についての人件費等を人権協会のほうへ補助し、何とか補完事業と併せて、両センター事業の手伝いとして人権協でやってもらえないかということでいろいろ相談をしてきたんですが、なかなか前へ進まなかったんですけども、最終的に人権協のほうも、それは行政がそういうことなら我々も協力していこうということから、正職員を他の部署へ回して、それで人権協でその1名分については対応していただくということが今回の補正の内容であります。

それと、文化センターを2名にするのは少し機能的に問題があるんじゃないかというご質問であると思いますけれども、それについては、今後、第2次の行革メニューにもありますとおり、文化センターの今後の管理運営についてはさらに検討を加えて、もっと効率的に、また、そういった事業がスムーズに展開するために考えていこうという今取り組みをしております。

そんな中で、最終的には指定管理者等も含めた中で今後さらに検討を加えた中で人権協の充実というものをやっていきたいなど、このように思っておりますので、今回、本庁に2名引き上げたのも教育部署、福祉部署、そういったこととの連携を本庁で連携をしてさらにそういった人権行政、または人権教育、つまり同和行政、そういったものの推進をさらに強化していきたいという思いで今回の機構改革にあわせての人権協への補助金ということになったということをご理解していただきたいと思っております。

中原委員 人権部局を本庁内に移す……。

田代町長 青少年センターの部署を教育委員会に移す。

中原委員 それは来年度以降とおっしゃっていましたよね。

以前、私、先ほど文化センターに2名というふうに言っていましたけれど、実質は場所としては青少年センターの職員の部屋に2名ということでした。これは言い間違えていたので訂正しておきたいと思います。

昨年度でいきますと、青少年センターの職員のところには5名職員が配置されていたということで、これが今年度人権推進の担当が本庁内に移ったということで、この異動については合理性があるというふうに私自身も考えているんです。

というのは、人権ということは人権単独ということとはなかなかないわけで、人権といっても、例えば高齢者の虐待だということになったら福祉部局との連携が必要。教育分野、いじめの問題なんかが起こった場合は教育との連携が必要といったことで、さまざまな専門の部局との連携が必要なところが人権の推進課であるというふうに思いますので、本庁舎内に戻ってきたということについては合理性があるというふうに思うんですけども、その後残されたのが2名の体制ということで、そこが問題じゃないかというふうに先ほど来申し上げているわけなんです。

今後のあり方について、行財政改革の考え方の中でまた議論していくことになると思いますので、その会館のあり方について、また会館が果たす責任について、そのことは中心的には行財政改革の委員会等の中でまた議論していくことにしたいと思うんですけども、ただ、まだ今はそこへ町がこういうふうにしようと、今後のあり方について計画を持っていたにしても、それをいずれ移行するという計画であったにしても、その移行の途中ですので、その間を埋める現時点の体制としては2名では不十分だと私は感じているんです。

その不十分になった部分を以前は用務員さんにいてもらっていたのを別の部署に回したということで、その1名分を補完するために人権協にお願いをしたという説明でありましたけれども、これは通常の手続でいきますと行政の事業にかかわって補完的な仕事をしていただくということで、公募をされるというのが通常の手続ではないのかなと思うんですけども、公募はされたのかどうか。普通はどなたがお答えになるのかわからないんですけど、公募はされたのでしょうか。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 この件につきましては、公募はいたしておりません。

と言いますのも、先ほど来から申し上げておりますように、内示が3月28日にございました。そして、4月1日からそういう業務が発生するというのもありまして、それで

協同機関であります人権協に我々が内部協議をいたしまして一番良であるというように判断をし、お願いしたところでございます。

中原委員 時間的な制約があったということはわかるんですけども、そうであるならば、これ一時期人に入っていたらそれで済むということではないわけですから、少なくとも23年度、1年間は続けてきてもらわないといけないわけですから、例えば一定期間お願いをすると、その後、公募によって人選をして配置が決まったらその方をお願いをするというような格好が本来であれば行政の行う採用の仕方ではないのかなと思うんですけども。

この先まだ年度は残されているわけですから、今からでも公募をされて、本来あるべき人事、また採用の形に変えていくべきじゃないかと思うんですけど。その点についてはいかがでしょうか。

田代町長 公募しなければならない場合と、今回は補助金として人権協のほうで補完的事業も含めた中で現在まで行ってきた用務員の業務を兼ねて、補助金として出すわけですから、それについて公募をこちらのほうがするというのはいかがなものかなと。

23年度については、そういったもろもろの事業に対して人権協で責任を持ってやっていただくという形をとっておりますので、今回については公募はやっておりません。

中原委員 私は、今からでも公募するほうがいいと思うんですけども、公募しなければならない場合、また公募によらず随意といいますか任意といいますか、依頼をしてお願いをする場合と、そのあたりの人事の募集についての線引きはどのようにお決めになっておられるのでしょうか。

笠間総括理事 今、町長のほうから説明させていただきましたとおり、町が直接雇用するわけではございません。団体のほうで雇用するというところでございますので、公募というやり方については必要ないと判断しておりますので、特に線引きはしておりません。現団体が雇用するというところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

中原委員 この人権協が雇用することになったというのは、町が補助金としてお金を渡したからこの団体が雇用するといういきさつになったということはわかりますけれども、その前の段階で、町が直接雇用するべきじゃないのかということを私は聞いてるのです。

一般的に行政が公募するしないというのは、事業とかその内容によってルールをお決めになっておられますでしょうか。そのときそのときで判断を変えられるのですか。この事業については公募する、この事業については団体に委託する。一定のルールをお決めになっておられますでしょうか。

この件だけじゃないですよ、この事業についてこの仕事を町が直接雇用をして実施していただくという場合と、この事業については団体に委託しますよという場合と、そういったルールはお決めになっておられますよね。その内容について確認をしたいんですけども、お答えいただけますか。

笠間総括理事 今のご質問でございますけれども、同じ答えになるかと思えます。町が直接雇用する場合と各種団体が雇用する場合とは違います。

町のほうが直接させていただくときは、その職種や年齢制限とかいろんなことを設けておりますけれども、団体のほうで今回は補助金を出させていただくことにより活用しやすい人材を人権協のほうで雇用したという事実でございますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

田島委員長 ちょっと待ってね、中原委員。ちょっと整理しますね。

今、中原委員質問しているのは公募。公募ということは採用ですね。任命権者がいずれに当たるかということですね。町職員の場合は町長ですね。そして各種団体、例えば社協とか、そんな団体になれば出先の団体の方が採用、任命するということに整理してこの委員会運営したいと思えますので、その点ちょっとご理解いただきたいと思えます。よろしいですか。

中原委員 じゃあ、お聞きしますけれども、どうしてこの事業ですね、事業といいますか。要するに人を1人雇うということだと思えるのですけれども、具体的な中身としては、それを団体に委託をするのか、なぜ町が直接雇用なさないのか。特定の団体に人を雇うという中身であるにもかかわらず、団体に委託するというのはおかしいと違うかなというのが私の考えなんですけれども、そのことについて町のお考えをお示しいただきたいと思えます。

田代町長 現在、財政状況は中原委員ご承知だと思うんですが、非常に厳しい状況の中で、やはり人件費の削減というのは大きな問題となってくるわけなんです。

そこで、あえてこのことはできるだけ議会の皆さん方にはお示ししないほうがいいたろうというふうに私も思っていましたので発言を控えておったんですけども、実は、この文化センターの管理費等については、大体平均取りますと、人件費で800万円前後の金が必要てるわけなんですよね。

それを今回、こういう人権協に補助金として出すことによって150万円程度で済む、効果額は600万円以上が出るわけなんですよ。

だから、その分、やはり人権協と行政と同じ、お互いに汗をかいてやっていくことによ

って、より効果額が出るということの判断で、今回あえて正職員を他へ回してでも補助金として人権協にも汗をかいていただきたいということでお願いしてるわけであって、むしろ我々が人権協に押しつけているわけなんです。そのことを十分理解をしていただきたいと、このように思います。

中原委員 町長がおっしゃりたいのは、要するに文化センターの経費の削減のためだということがおっしゃりたいんですか。

田代町長 全体的にです。

中原委員 全体。

田代町長 青少年センターを含めた中で。

中原委員 今、青少年センターと文化センターは事務所も1カ所になってますし。

その部局に特化されてかかるお金は減ることになりますけれど、そこにおった人がよそへ行ったら、よそでまたお金がかかるということになるわけですよ。

だから、町財政全体としては変わらないんじゃないかなと思いますけど。

田代町長 1名採用しなけりゃいけなかったんですよ、本来は。1名職員が足りないわけなんです、用務員として足らなかったわけですね。それを、その必要な部署へ回したと。

その空いたところにまた1名張りつけるのがいいのか、人権協へ補助金で出すのがいいのかといった場合に補助金で出すほうが600万円以上の効果が出るという判断をしたんです。その辺をご理解していただきたいと思います。

中原委員 意味はわかりました。

確か、お聞きしたところによると、以前おられた1名の用務員の方というのは多奈川保育所へ行っていただいたんでしたかね、だったと思うんですけど。

新しく必要な多奈川保育所の整備にも人が必要ですから、ここの1人が足りなくなってしまったと。正職員で雇うよりは人件費を安く抑えるために、人権協に依頼をしたということであろうかと思います。

私が疑問に感じるのは、何でそれが人権協に委託することになるのかっていうことをずっと疑問に感じるんですね。

町が直接雇用するべきじゃないかと。町が直接雇用することに何か問題があるんでしょうか。

もうこの議論はちょっと堂々めぐりになりそうなので。

田島委員長 ちょっと委員長として整理したいのは、中原委員が今まで質問されて町長が答弁され

て、内容的にある程度理解はしているんですけども、まだ不理解の部分があれば、当委員会に付託の案件について他の委員さんにもいろんな意見をさせていただきたいので、中原委員も冒頭でおっしゃった、今後のあり方について行革で議論したいと、これも一つの方法と思うんですね。

中原委員 それは施設のあり方について。

田島委員長 それと人事とか、今おっしゃったどこに配置したとか、その部分についても行革の範疇に入りますしね、このまま……。

中原委員 この件はまとめますわ。

田島委員長 まとめますか、お願いしときます。

中原委員 また、今後議論していくこともありましようから、その場でもまた引き続いてと思えますけれども、この人権協への補助金については私自身は特定の団体に委託するというのではなくて、町が公募をして講座、イベントの準備や片づけ、また事務所内での補完、実際上は留守番的なことになるかと思えますけれども、そういったことに携わる方を公募によって選考すると、その上で配置するということが本来のあり方ではないのかなということをご意見申し上げておきたいと思えます。

田島委員長 それでは、先ほどの中原委員の質問、意見としておくんですが。

田代町長 おっしゃってることもよく理解はできますけれども、今後、あらゆる団体に人件費にかわるものとして補助金を出す場合に、じゃあその団体の分まで町がそういった公募をしなければならぬのかという問題もありますので、その辺は十分理解をさせていただきたいと思えます。

そして、今回の補正は、これは人事の物件費で予算化されていて、予算の流用ということも考えましたが、議会を軽視するというわけにもいかんだろうということで、議会のほうに補正として出させていただいているということもご理解していただきたいと、このように思います。

中原委員 今、町長2点ほどおっしゃられたかと思えます。

団体に委託するのがいいのか、町が直接雇用するのがいいのか、その点については先ほど笠間総括理事と少しやりとりさせていただいたつもりですけども、事業の内容また住民に対する利益といいますか効果といいますか、そういったこと。

それから団体に委託する場合は、その団体に委託するのがふさわしいと、妥当性があるというような考えに基づいてされたり、そういった一定の基準は町としてはお持ちだと思

いますので、また繰り返しお聞きはしませんけれども、そこは整理もされていないようであれば、これを機会に公正に、客観的に判断できるよう一つの材料としてまとめておくほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、ちょっと確認なんですけれど、これは節内流用になるんでしょうかね。この予算ね。当初予算に入っていたけど、議会に対して。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 流用ではなくて、以前、当初予算に372万円を計上しておりました。そこに今回この154万3,000円を増額するというところでございます。

中原委員 わかりました。増額補正ということなんですね。

私、当初予算に載せてたっていう表現をお聞きしたので、節内流用であれば予算総計主義には反しないのでね、節内流用に当たるんかなと思って確認をさせていただきました。

この件については、ここまでで控えたいと思います。また今後、機会もありませんし、大いに議論をしていきたいと思います。

田島委員長 また、行革で議論大いにしていただきたいと思います。

中原委員 行革以外にもね、いろいろありますから。

田島委員長 各委員会でやってください。

中原委員 もうちょっとあるんですけど、いいですか。

田島委員長 ほかの委員もあるんで、ちょっと。なければ、また最後に質問していただかな、ちょっとね、時間の配分したいと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 副委員長どうですか、あれば。よろしいですか。

そうしたら、中原委員。

中原委員 教育費について、もう1つお聞きをしておきたいと思います。

人権教育研究指定校事業ということで、淡輪小学校が指定をされるということになったようで、今後2年間研究実践を行うということで。

目的としては、先ほど説明のあった子どもたちに人権意識を身につけてもらう、そのための指導とはどうあるべきかとか、そういった事柄については現代的にも非常に必要なことであるというふうに思いますので、その目的はいいんですけど、実際の中身がどんなふうになっていくのかということについて少し私は心配しているんですね。

その心配している中身についてはちょっと後で聞くとして、先に、備考の中に講師謝礼

とかいろいろ書いてありますけれども、講師謝礼については研究会を行うときの講師の謝礼だということの説明がありましたけれども、具体的にどういった方に来ていただくという計画なのか。

それから、教材用の図書購入費1万円とありますけれども、これはどういったものを購入する予定であるのか、確認をまずしておきたいと思います。

山路教育委員会事務局指導課長 研修会の講師については、これらは事業計画も作成し、府との委託契約も結ぶ中で、淡輪小学校として校内研修でこういった方に来ていただきたいというところを考えていくというところでございます。

また、教材用図書購入費につきましては、事業における教材ということで図書購入を考えております。

中原委員 今お聞きしたことで、どんな講師を呼ばれるのか、また何を購入するかについてもこれから考えるということでもありますから、具体的な中身についてもこれから検討なさるところになるかなと思うんですね。

私が先ほど申し上げた、この事業の中でなされる中身について心配していることというのは、2007年と2008年において中学校で同じような目的で事業が行われているんですね。

当時は、国から直接お金がおりてきていたという関係があつて、岬町の予算書には一切反映されないものであったので私も全く把握をしておりませんで、担当部局でお聞きしましたところ、きちんとこういう形で事業の報告書までまとめておられたということで、頑張っているいろんなことに取り組みされたということは見せていただきました。

この中でいろいろなことに取り組みられておまして、特に班活動なんかを中心に岬中学校は班活動がすごく特色がありまして、有効に活用して学習等に取り組みされているところでもありますから、班活動や集団づくりにかなり力を入れておられるなということや、障がいをお持ちの方についての理解、また進路や性教育等についても学習の中で取り組まれていて、有効なものも大いにあるなというふうには感じたんですが、その中で位置づけられている一つのこととして部落問題学習というのがあるんですね。

中学1年生、2年生、3年生ともに必ず部落問題の学習というのが位置づけられている。また、この冊子ですけれども、この冊子は全体で66ページあるんですけれども、このうちで同和の問題について書かれているページが22ページもあるんですね。3割以上が同和の問題記述されているわけなんです。

同和の問題に取り組んだらあかんとは言わないんですけれども、これを私が見せていただいた印象としては、かなり位置づけられているなというのが率直な印象でありました。それで、教育行政としまして、同和という問題について法的には失効しているわけですから、このことを扱うことそのものが問題ではないかなと。

私も今、同和同和という言葉を用いてきましたけれども、本来であれば国の施策としては同和対策事業終わってるわけなんですね。ですので、同和という言葉を使うことや同和地域というような、その事柄自体が用いること自体がおかしいわけなんですけれども、教育行政の中で法が失効されているにもかかわらず同和問題の学習をしっかりと位置づけていくということについて問題を感じるんですけれども。同じようなことがまた今後2年間、淡輪小学校で行われるということがあっては問題だなというふうに私は感じるわけなんですね。

ですので、そういったことのないようにということを求めたいと思うんですけれども、今後の計画を立てていくところでしょうから、こういった事柄で運用していくお考えなのかお聞かせいただきたいなと思います。

田島委員長 今、議員が言ってる同和事業のハード、ソフト面の必要性とか、そういうのを答弁してあげて。

山路教育委員会事務局指導課長 今後の淡輪小学校における取り組みの方向ということなんですけれども、淡輪小学校は人権教育において昨年度も大阪府教育委員会の人権教育の教材に関するワーキング等へも積極的に参加し、また、昨年度、町長の方針のもと「ふるさと岬教材集」の教材作成にも取り組みました。

その中において、淡輪小学校では地域教材として船守神社の秋まつりにちなんだやぐらについての教材を作成、掲載いたしました。その教材を中心に取り組むということも聞いております。

谷下総務企画部理事兼人権推進課長 先ほど中原委員がおっしゃられました同和事業はもう終わってるじゃないかということなんです、確かにハード事業につきましては地域改善対策特別措置法が平成13年度に終了しております。

しかしながら、大阪府企画調整部長通知におきましても同和問題がある限り部落差別がある限り同和問題の解決に向けた取り組みをしていかなければならないというふうにはつきりうたっております。

そして我々は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて啓発事業等を行っ

ているところでございます。

中原委員 もちろん差別はあるまじきことで、これは出身地、また性別、その人の持つてる特性、いろんなことにおいて差別が行われるようなことがあればその問題を解決していくということは当然のことなんです。

それは日本国憲法にそもそも規定されているわけですから、すべての国民はいろんな理由で差別されないということは書いてあるわけですから、そのことをもとにいろんなことを行っていき、改善するために努力していくということは必要だと思っておりますけれども、私を感じるの、以前行われていた同和対策事業、それを一般行政の中で引き継いでいるということにおいて、この問題について偏重があるというふうに感じざるを得ないということなんです。

この2002年に法が切れる前に、大阪府も同和対策審議会の答申を出してはありますよね。もちろんご存じでしょうけれども。

この中でも、実態調査の分析なんかも行っておられまして、この審議会の答申としても差別の原因を同和地区だけに特別対策を行うことや同和問題を教育啓発で取り上げること、また同和地区出身者の責任に求める意識も根強いと。同時に約7割の府民がこうした差別を近い将来なくすることができると考えており、同和地区内外の人々が互いに理解、協力し合えるという意識も高まっているんだということも示されています。

これは実態調査に基づく審議会の考えの中に示されているものでありますけれども。これまでの同和問題についての啓発のあり方が差別の厳しさを強調する余り解決が困難であるという府民の消極的な認識をつくった傾向もあるということも同時に指摘されておまして、この問題を扱うと、特段偏重して扱うということになさると旧来あった同和・部落の差別が固定化されてしまうということで、同時にほかの人からすると逆差別の意識を生じさせることになるわけなんです。

大事なのは、やはり特定地区の内外の住民の理解と協力を妨げない交流を大事にしていこうということじゃないかと思うので、そういった精神にしっかりと立っていただきたいというふうに思います。

このことは、恐らくこれ以上やりとりを続けても同じことの繰り返しになるかなというふうに。

田代町長 見解の相違です。

中原委員 見解の相違だと、今、町長がおっしゃられたとおり。質問はいたしませんけれども、私

自身は、やはり多くの住民が求める方法は今申し上げたとおりではないかと、住民に理解をされる、住民の納得を得られるという行政であっていただきたいと、あるべきだということをお願いするにとどめておきたいと。

田島委員長 中原委員の見解の相違の、お互いの考えですからね、それはそれでしっかり見解持っていていただいて、本題に戻って、この補正予算の審議に入っていただきたいと思います。

中原委員 本来の議論に戻っていただきたいということでありましたので、私は一つも道は外れていないつもりでありますけれども。

田島委員長 わかっています。

中原委員 最後に要望だけ重ねて申し上げておきたいと思います。

この人権教育研究指定校事業の中で、今後2年間実施されていくわけですから、私が今申し上げたことにもご留意をいただいて実践を行っていただきたいとご要望を申し上げます。

田島委員長 要望ですね。

中原委員の質問が終わりました。

他の委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 なければ質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。

中原委員 反対です。

答弁によっては賛成する余地もあるなと思っておりましたけれども、全く納得が得られない答弁でありましたので反対させていただくことに判断しました。

先ほどの質疑の中で、私が疑問に感じた点について全く払拭される回答がいただけていないということが主な理由であります。

田島委員長 反対討論は、委員さんの質問に対して払拭されてなかった、よって反対討論と解してよろしいですね。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 反対はございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第38号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田島委員長 挙手多数であります。

よって、議案第38号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第39号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田総務企画部副理事兼総務課長 委員会資料の4ページをごらんください。

平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。3繰入金、1基金繰入金、1多奈川地区財産区基金繰入金といたしまして420万円の増額補正を行うものです。内容につきましては、繰出金に充当するための財源調整です。

次に、歳出です。2諸支出金、2繰出金、1繰出金といたしまして420万円です。内容につきましては、多奈川東地区法面改修工事にかかる経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして420万円です。

田島委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 なければ質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論から。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第39号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第39号は本委員会において可決されました。

議案第41号「公益法人等への職員への派遣等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

田島委員長 それでは、質疑ございませんか。

和田委員 この資料に、条例第何号という番号が入ってないのですが、これでいいのでしょうか。

田島委員長 今、和田委員より、説明を求めているんですけど、なぜ入っていないかという説明をできる担当部署は。

中田総務企画部副理事兼総務課長 和田委員ご質問の件でございますが、本議会議決後に番号が発生いたしますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

和田委員 通らんことには入れられないということですか。

一応、こういうの皆、最初から何号という番号が入っているのに、議案書となったらぐあいが悪いのですか。

中田総務企画部副理事兼総務課長 そちらのほうは議案書の番号でございます。

田島委員長 議会運営委員会で番号をつけてある、日程の番号やったな。これは条例のあれやから。

和田委員 それはそれでええんやけどね、何号ってないよってに、見るほうとしたら書いて、絶対あかんというんやったら書かんでもええけど、書いて悪いこともないん違うんか。だけですわ。

田島委員長 和田委員が納得するようにちょっと説明してあげてくれますか。ちょっとご無理言いますけれども。

中口総務企画部長 やはり、審議の過程で一応理事者側としては提案させていただいたけれども、廃案になると、または修正になると、それで順番が変わるということもあり得るかということでご理解願います。

田島委員長 車検でいうたら、車検通らないとナンバープレートをもらえないのと一緒で、一応仮

ナンバーで辛抱してください。

和田委員 それはね、議会で廃案になったら消したらいいだけで、委員会に出すのに何も不都合はないのと違うか。部長が今言ってるようなんだったら。

廃案になるかわからないけど、ここへ入れられないって、これもおかしいのと違うか。廃案になったら削ったらいいのと違うのか。

中口総務企画部長 和田委員のご指摘もわかるんですけども、一応、上程の規定上、そういう手続になってるということでご理解願います。

田島委員長 よろしいですか、納得しましたか。

和田委員の質問が終わりました。

質疑、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 なければ質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第41号「公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する件について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致でございます。

よって、議案第41号は本委員会において可決されました。

議案第42号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

萬谷財政改革部税務課長 本条例の改正につきましては本議会で部長が説明しておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

今般の東日本大震災における税制上の対応につきましては、お手元に配付しております委員会資料12ページをご参照ください。

東日本大震災の税法上の対応、地方税第1弾でございます。参照願います。

この中で、今回6月定例議会において、岬町条例の一部を改正する必要があるものにつ

きましては住民税関係で2点ございます。

まず1点目は、雑損控除の特例でございます。改正の概要は東日本大震災におきまして、住宅や家財が被災したことに係る損失額を雑損控除として、平成23年度住民税での適用可能とし、1年で引き下げきれなかった損失額の繰り越しを期間を5年とするものでございます。現行は3年でございます。

ただし、現実的には東日本大震災は平成23年3月11日に発生したものでございまして、ご存じのとおり、個人住民税はその年の1月1日現在の住所地の市町村で課税されるため、平成23年度分の該当者はないものと判断しております。

このようなことを含め、条例の施行日は平成24年1月1日とするものでございますが、平成23年度に生じるもので平成24年度以降についても条例の規定の適用を受けられるように配慮した条文となっております。

2点目は、俗に言う住宅ローン減税の適用の特例でございます。概要につきましては、住宅ローン控除の適用住宅が東日本大震災におきまして被災し、消滅等となった場合に、平成25年度分以降の住民税においても残存期間の継続適用を可能とするものでございます。

以上が、今回6月定例議会において税条例の一部についての改正するものの概要となっております。

田島委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 他にございませんね。

中原委員 岬町に東日本大震災の影響によって避難してこられている人というのは現在把握しておられるのかどうかお聞きしたいのが1点と、それからもう1点、これちょっと税法は非常に複雑で私疎いものですからお聞きするんですけども、ここへざっといろいろ書いてあります。これは非常に必要な措置というふうに思いますのでいいことやなと思ってるんですけども、何と云うか、住民税とか固定資産税なんかはもし避難してきてはる人がおられるとすれば、年度またがった場合なんかだと過去の分は現地で納めて、お住まいになった時期からの分は、例えば岬町で納めてとか、何かそんなような運用に実際上はなるんでしょうかね。避難されている人にとっては岬町においてもこういった条例の改定を行っておかないと不利益が生じるということではないんでしょうか。この2点お聞きしたいとお思います。

萬谷財政改革部税務課長 先ほどの被災している方が岬町におられるのかという質問でございますが、今現在、岬町で住民票を置いてる方はございません。

ただ、私どもでつかんでいるのが、実際は住民票は移動はしていないんですが、被災地から嫁いできている娘さんのところに住民票を置かずに避難してきているという方が一世帯というふうな形では聞いております。

それと、あと2点目の関係ですが、固定資産税の部分に関しましても、あくまでもその年の1月1日現在が基準日となっております、1月1日現在の住所地ということは、3月11日の震災でございますので、当然、被災地の震災地しかないだろうと。岬町では該当しないだろうという考え方をっております。

ただ、東北地方に6件、今つかんでいるので6人の被災した方が岬町で物件持ってるよという方がいてはるんですけど、その部分につきましてはこちらの被災がございませんので、まず該当しないというような解釈でやっております。

田島委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

田島委員長 なければ質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対、賛成討論、ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第42号「岬町税条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田島委員長 満場一致であります。

よって、議案第42号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午前11時24分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年6月16日

岬町総務文教委員会

委員長 田島乾正